

第 4 次 札幌市産業廃棄物処理指導計画（素案）

平成 27 年 11 月

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会
〔第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画起草部会〕

目 次

はじめに.....	1
第 1 章 第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要.....	2
第 1 節 第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定の趣旨等	2
第 2 節 基本方針の方向性	3
第 2 章 産業廃棄物処理の状況.....	4
第 1 節 全国の産業廃棄物処理の状況	4
第 2 節 北海道の産業廃棄物処理の状況	5
第 3 節 札幌市の産業廃棄物処理の状況	6
第 3 章 計画目標.....	14
第 1 節 排出抑制の推進	14
第 2 節 最終処分量の減量	15
第 3 節 再生利用の推進	16
第 4 節 市域内処理の推進	17
第 4 章 札幌市の重点施策.....	18
方針：1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進	
重点施策 1. 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進	18
重点施策 2. 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成	20
重点施策 3. 非常災害に備えた処理体制の整備	20
方針：2 産業廃棄物の市域内処理の推進	
重点施策 4. 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進	21
重点施策 5. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクル推進	21
方針：3 未活用資源の有効活用の推進	
重点施策 6. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援	22
重点施策 7. 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進	22

はじめに

産業廃棄物の処理は、排出事業者に責任が課されており、原則として事業者自らの取組に委ねられています。しかしながら、現在、廃棄物排出量の高止まり、不適正処理等の問題に加え、近年の世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となる状況から、我が国では平成 22 年 12 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）の全部改正（平成 22 年環境省告示第 103 号）を行いました。

さらに、国の基本方針では、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換を更に進め、環境と経済成長が両立する社会づくりにつながるとしています。

一方、北海道では「北海道廃棄物処理計画[第 4 次]」を平成 27 年 3 月に公表し、独自に『バイオマス利活用』に関する指標を設定するとともに、産業廃棄物を排出する業種別に、推進すべき施策としての基本的な方向を示しています。

札幌市は、平成 14 年 1 月に「第 1 次産業廃棄物処理指導計画」を策定しました。その後、平成 18 年 12 月に『産業廃棄物の市域内処理の推進』を新たに掲げた「第 2 次産業廃棄物処理指導計画」、平成 24 年 3 月には『産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進』と『大規模震災発生時のがれき等処理体制構築』を新たに掲げた「第 3 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定しております。

今回の「第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」では、国の基本方針や北海道産業廃棄物処理計画との整合を図りながら、これまで実施してきた施策について、改めて「選択と集中」の観点からの見直しを行い、より実効性のある施策としました。その上で、特に集中的に取り組む分野として新たに『未活用資源の有効活用の推進』を掲げました。排出者、処理事業者、市民と、札幌市のみならず近郊の市町村等も含めた行政が一体となって、循環型社会の構築を目指すとともに、札幌市における産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の取組をより効率的かつ効果的に推進することを目的とした施策を示しています。

第 1 章 第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要

第 1 節 第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定の趣旨等

1 札幌市産業廃棄物処理指導計画とは

札幌市域内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者及び処理事業者に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。

2 位置付け

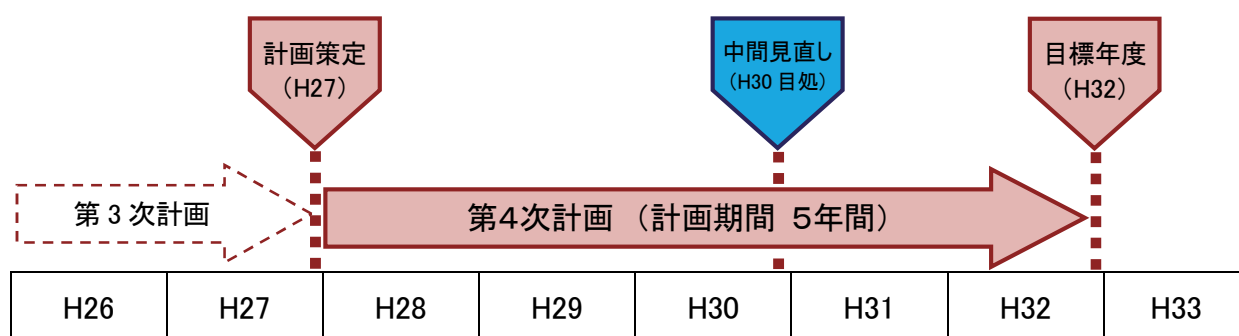
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定により、産業廃棄物の発生抑制、適正処理等に関する基本的事項等を定め、札幌市の産業廃棄物行政の推進を図るための法定計画に位置付けられます。

3 理念

持続可能な環境保全型のまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して、循環型社会形成の推進に取り組みます。

4 計画期間

第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成 28 年からの 5 年間を計画期間とし、目標年度を平成 32 年度とします。また、平成 30 年度を目処に、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。



5 進管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況について、市民・事業者・行政が情報を共有し、それぞれの役割と責務に応じた取組を実行していくため、その結果について公表していきます。

また、「札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会」において適切に点検・評価を実施していきます。

第2節 基本方針の方向性

産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法により排出事業者に処理責任を課しているものの、排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進を図るためには行政も一体となり課題に取り組んで行く必要があることから、以下に示す方向性に基づいて施策を展開します。

方針1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

経済的な発展を妨げることなく、産業廃棄物の排出量を減らすことを第一に指導するとともに、廃棄物処理法等に基づいた適正な産業廃棄物の処理を推進します。

重点施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進

重点施策2 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成

重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備

方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進

産業廃棄物処理は、経済原則に基づき広域移動を伴う行為であることから、廃棄物処理法では広域処理を原則としていますが、札幌市では、都市としての道義的・社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

ただし、特別管理産業廃棄物のような処理が困難で少量しか排出されない廃棄物の安定的処理や、震災などの非常事態にあっては、近郊市町村と連携した広域処理にも配慮することとします。

重点施策4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

重点施策5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクル推進

方針3 未活用資源の有効活用の推進

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の中で再生利用の進んでいないものを「未活用資源」と位置付け、そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。

重点施策6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

重点施策7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進

第2章 産業廃棄物処理の状況

第1節 全国の産業廃棄物処理の状況

1 排出量及び処理状況

全国の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図1-1のとおりとなっています。

排出量は、平成20年度以降減少傾向にあり、再生利用量は平成20年度以降横ばいとなっていますが、最終処分量は平成10年度以降一貫して減少し続けています。

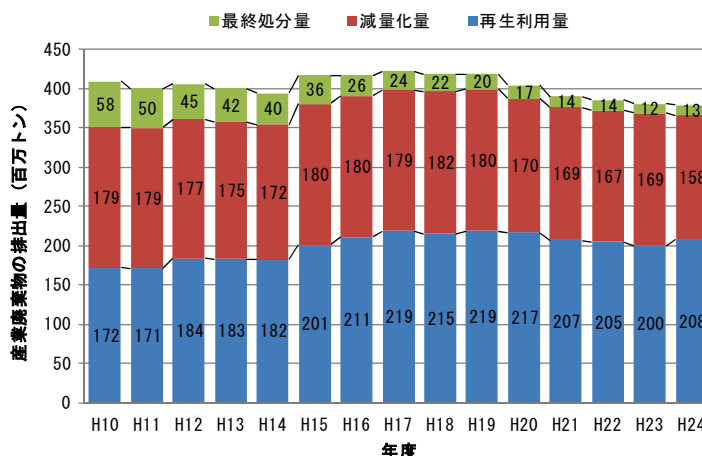


図1-1 全国の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成24年度）」より

2 種類別排出量

全国の産業廃棄物の種類別排出量は、図1-2のとおりとなっています。

種類別排出量では、汚泥が最も多く排出量全体の43%、次いで動物のふん尿が23%、がれき類が16%となっています。

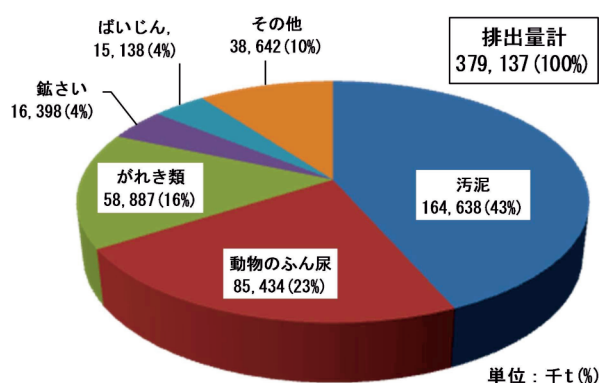


図1-2 全国の種類別産業廃棄物排出量

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成24年度）」より作成

3 国の基本方針における平成27年度目標

平成27年度における国の目標は、平成19年度の数値に対し、排出量の増加を1%増に抑制するものであり、再生利用率は1%増、最終処分量は12%削減としています。

項目	平成19年度数値	平成27年度目標値
排出量	約4億1,900万トン	平成19年度に対し増加を約1%に抑制 (約4億2,300万トン)
再生利用率	52%	約53%に増加
最終処分量	約2,000万トン	平成19年度比約12%削減 (約1,760万トン)

第2節 北海道の産業廃棄物処理の状況

1 排出量及び処理状況

北海道の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図2-1のとおりとなっています。

排出量は、平成10年度から平成14年度にかけて増加し、平成19年度では減少したものの、平成24年度では再び微増しています。一方、最終処分量は平成10年度から減少し続けています。

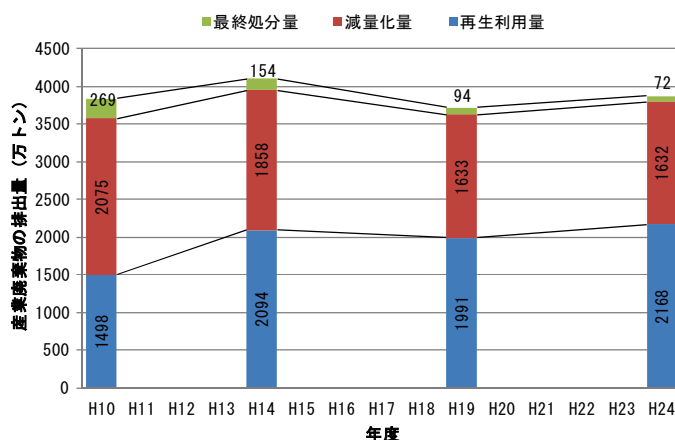


図2-1 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

2 種類別排出量

北海道の産業廃棄物の種類別排出量は、図2-2のとおりとなっています。

種類別排出量では、動物のふん尿が最も多く、排出量全体の54%、次いで汚泥が31%です。これら2種類で排出量全体の80%以上を占めています。

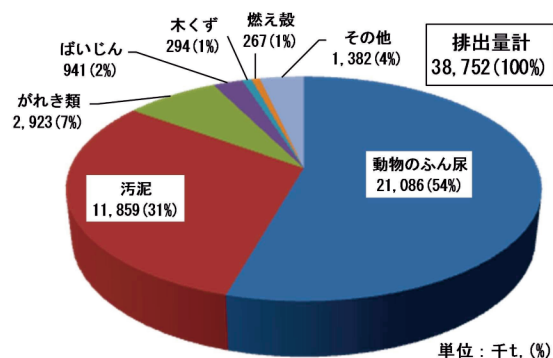


図2-2 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

3 北海道の平成27年度目標（北海道廃棄物処理計画[第4次]）

平成31年度における北海道の目標は、平成24年度の数値に対し、排出量は同程度、再生利用率は約1～2%増、最終処分量は約21%削減としています。

項目	平成24年度数値	平成31年度目標値
排出量	38,752 千トン (17,666 千トン) ※	平成24年度と同程度 39,000 千トン以下 (18,000 千トン以下) ※
再生利用率	55.9% (34.0%) ※	57% 以上 (36% 以上) ※
最終処分量	721 千トン	平成24年度比約21%削減 570 千トン以下

※：排出量、再生利用率の下端（）内の数値及び目標値は、「動物のふん尿」を除いた値である。

第3節 札幌市の産業廃棄物処理の状況

1 排出量及び処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況は、図3-1のとおりとなっています。

排出量は、平成10年度から平成15年度にかけて大きく減少しており、平成15年度から平成22年度にかけては、僅かに減少する傾向にあります。

一方、最終処分量は平成10年度から減少し続けており、これは、全国や北海道と同様の傾向です。

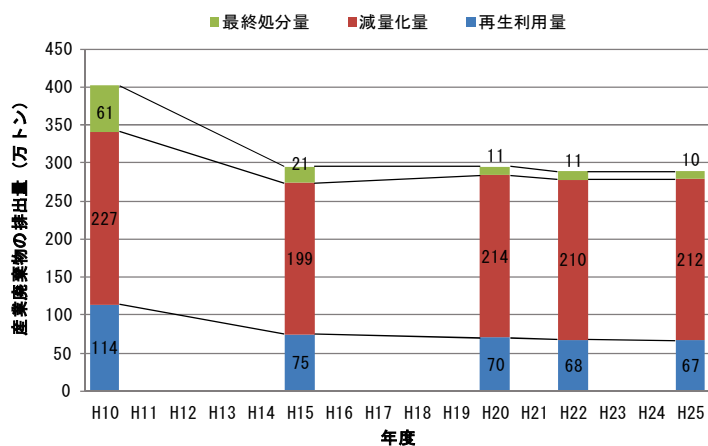


図3-1 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

2 種類別排出量

札幌市の産業廃棄物の種類別排出量は、図3-2のとおりとなっています。

種類別排出量では、汚泥が最も多く全体の約71%を占めています。次いで、がれき類が約14%で、これら2種類で全体の約85%を占めています。

札幌市における排出量では、上下水道汚泥を含む汚泥が排出量としては最も多い状況です。

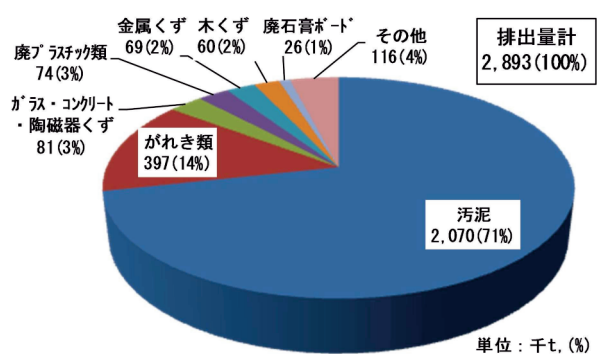
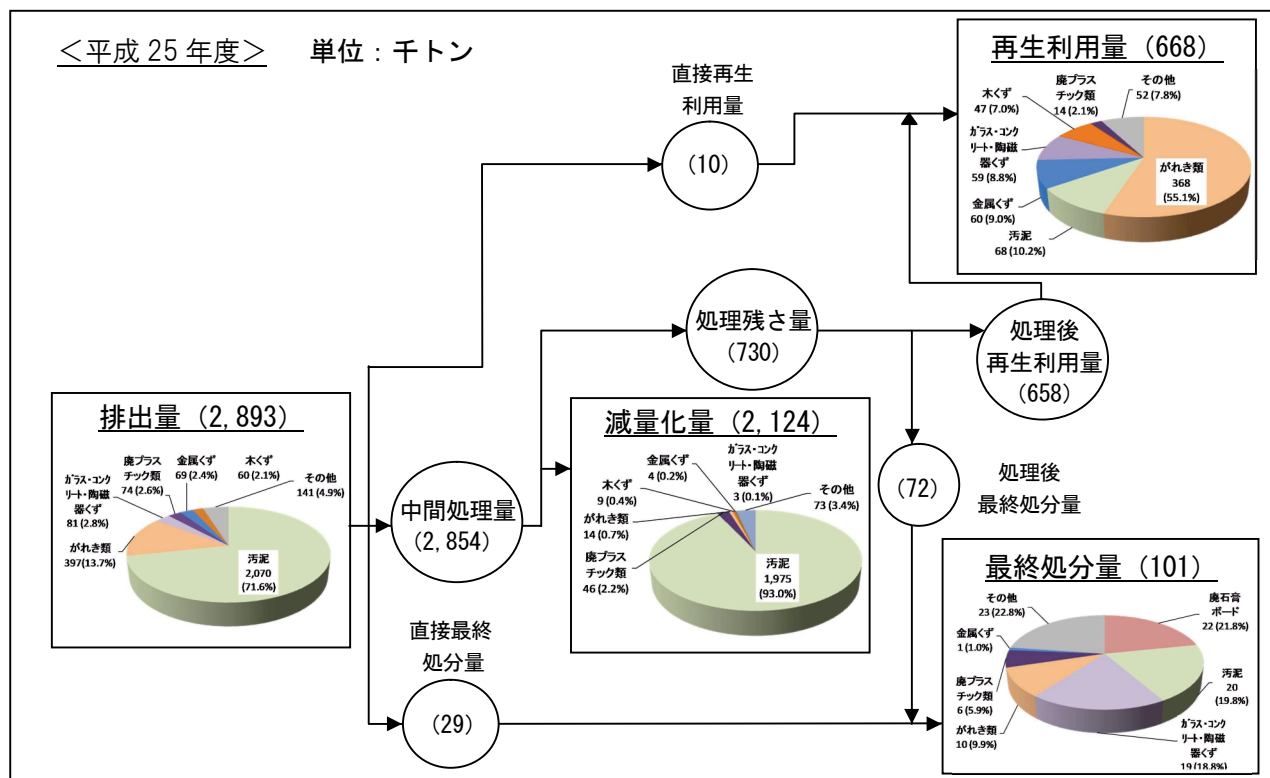


図3-2 札幌市の種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）

3 処理フロー



※最終処分：廃棄物を埋立施設に埋め立てること。

※中間処理：最終処分の前段として、脱水・焼却・破碎など廃棄物の減量化・減容化・安定化などを図ること。

※「中間処理量」、「減量化量」の中には、「他の中間処理を経た残さ等」も含まれるため、「排出量」と「直接再生利用量、中間処理量及び直接最終処分量の合計量」が一致していない場合がある。

4 札幌市における産業廃棄物処理の課題

第3次指導計画策定時の平成22年度に比べると、平成25年度の排出量は約1万トンの増加となりましたが、最終処分量は、逆に約5.6%削減されています。とはいえ、再生利用率にはほとんど変化はなく、再生利用の余地がある産業廃棄物が、依然として最終処分されている現状にあります。

そこで、産業廃棄物の種類別に、平成22年度と平成25年度の数値を比較（表4-1）し、排出量の抑制や、再生利用、最終処分、市域内外での処理・処分など、その処理における課題を種類別に整理します。

なお、最終処分量を一層減少させるためには、再生利用が困難又は再生コストが高価な産業廃棄物の処理について、新たな技術開発が大きな課題となります。

表4-1 札幌市の主な種類別産業廃棄物処理状況（平成22年度、平成25年度）

（単位：千トン）

種類	平成22年度								平成25年度							
	排出量 ※1	中間 処理量 ※3	市内	市外	再生 利用量 (再生利 用率)※2	最終 処分量 (最終 処分率)	市内	市外	排出量 ※1	中間 処理量 ※3	市内	市外	再生 利用量 (再生利 用率)※2	最終 処分量 (最終 処分率)	市内	市外
汚泥	2,215 240	2,221	2,214	7	128 (53%)	21 (1%)	19	2	2,070 83	2,094	2,069	24	68 (82%)	20 (24%)	17	3
がれき類	353	344	218	126	341 (97%)	7 (2%)	5	2	397	414	265	149	368 (93%)	10 (2%)	1	8
(がれき類のうち、 コンクリート破片)	254	250	133	117	249 (98%)	5 (2%)	4	1	301	321	206	115	293 (97%)	4 (1%)	1	4
廃プラスチック類	137	134	23	111	82 (60%)	34 (25%)	5	29	74	76	20	55	14 (19%)	6 (8%)	0	6
廃石膏ボード	7	5	5	1	3 (40%)	4 (60%)	4	0	26	8	6	2	0 (0%)	22 (86%)	20	2
その他	171	164	72	91	121 (71%)	41 (25%)	14	27	326	312	121	193	218 (67%)	43 (14%)	7	37
合計	2,883 908	2,868	2,532	336	675 (74%)	107 (4%)	47	60	2,893 906	2,904	2,481	423	668 (74%)	101 (3%)	45	56

※1：汚泥・合計の排出量については、下段の数字は、上下水道汚泥の減量化後の量を示した。

※2：汚泥・合計の再生利用率は、上下水道汚泥排出量の大部分が水であることから、脱水等により減量化した後の量（減量化後量）を基に算出した。

※3：中間処理量には、他の中間処理を経た残さ等も含まれるため、種類によって中間処理量が排出量を上回る場合がある。

汚泥の処理における課題

排出量の 7 割以上を占める汚泥は、その約 98%が上下水道からの汚泥です（図 4-2）。上下水道汚泥はほとんどが水分のため、脱水など減量化後には当初の 5%以下の量となります。また、下水汚泥や建設汚泥を中心に、再生利用も比較的進んでいる状況にあります（図 4-1）。

今後も、汚泥の排出量は増加する見込みではありますが、市民生活に直結する上下水汚泥は排出量の抑制が難しいことから、引き続き脱水等の中間処理とともに、再生利用を推進し、最終処分量の抑制を図る必要があります。

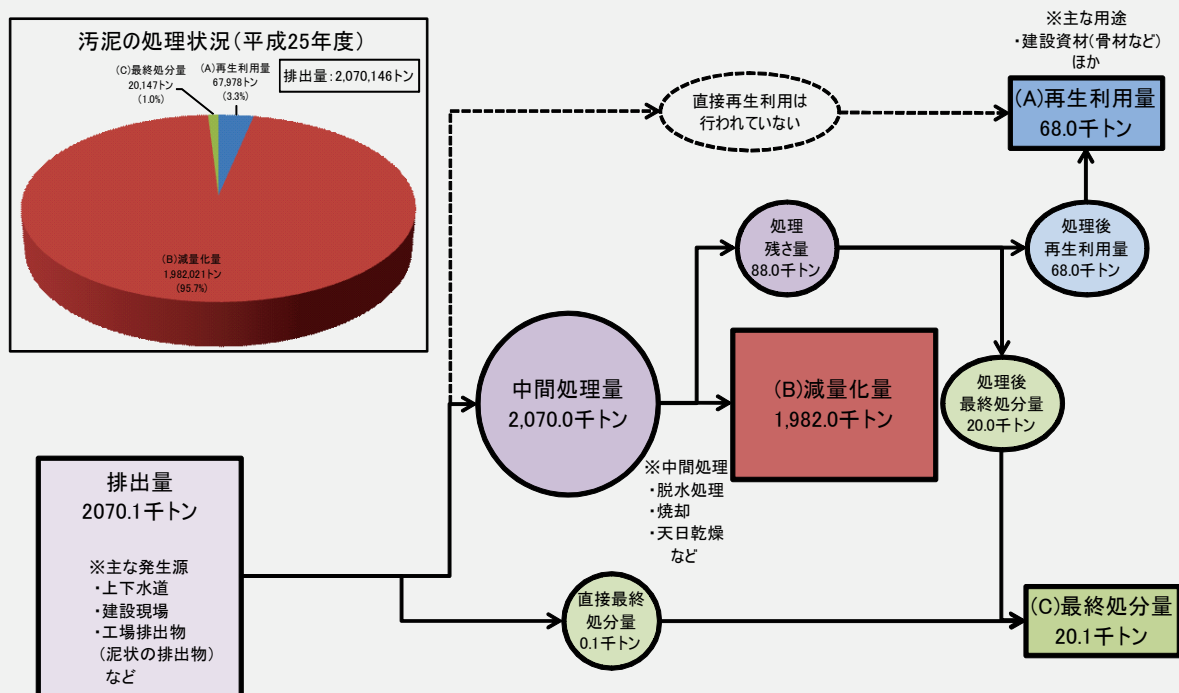


図 4-1 汚泥の処理フロー（平成 25 年度）

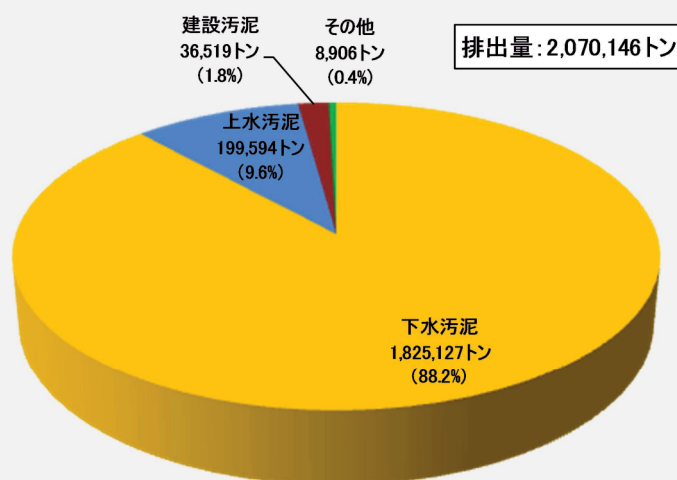


図 4-2 汚泥の種類別排出量（平成 25 年度）

廃石膏ボードの処理における課題

廃石膏ボードの平成 25 年度排出量は約 26 千トンとなっており、今後、緩やかな増加が見込まれます。

また、札幌市全体の排出量に占める割合は大きくありませんが、その約 86%が最終処分されており（図 4-3）、札幌市の最終処分量全体に占める割合は約 22%と種類別で最も高くなっています。

一方、札幌市域内における廃石膏ボードのリサイクル施設の整備状況は、新築系廃石膏ボードのリサイクル施設が1施設のみであり、解体系廃石膏ボードのリサイクル施設が存在しないことが課題となっております。

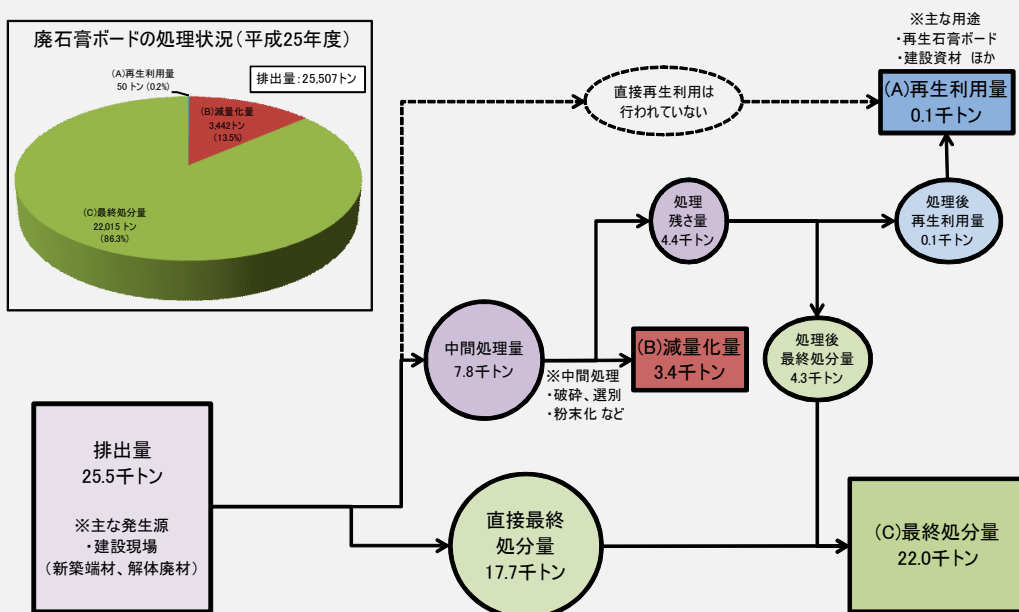


図 4-3 廃石膏ボードの処理フロー（平成 25 年度）

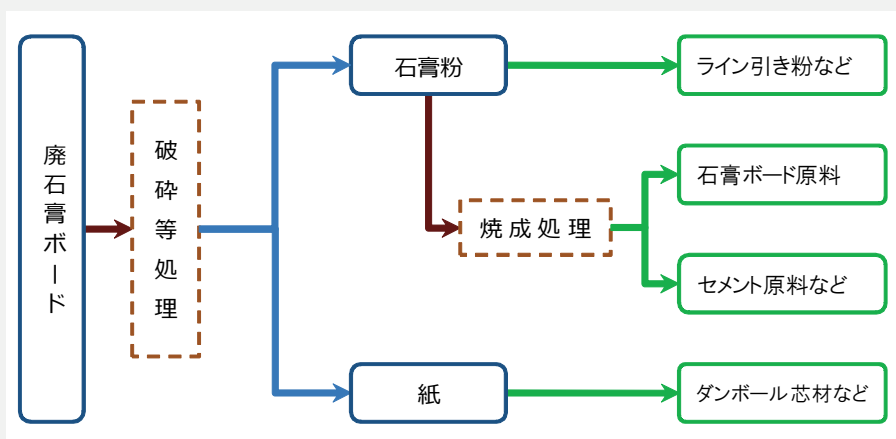


図 4-4 廃石膏ボードのリサイクル工程図（一例）

廃プラスチック類の処理における課題

廃プラスチック類の平成 25 年度排出量は約 74 千トンとなっており、今後、ほぼ横ばいで推移することが見込まれておりますが、再生利用率は約 19%と比較的低く（図 4-5）、最終処分量が多いため、サーマルリサイクル（焼却熱エネルギーの回収、利用）を含めた再生利用を進める必要があります。

また、現状の市内における中間処理施設では、排出量に対する処理能力が不足している上、最終処分場が存在しないことから、処理における市外への依存度が 75%と非常に高い（図 4-6）ことも課題となっております。

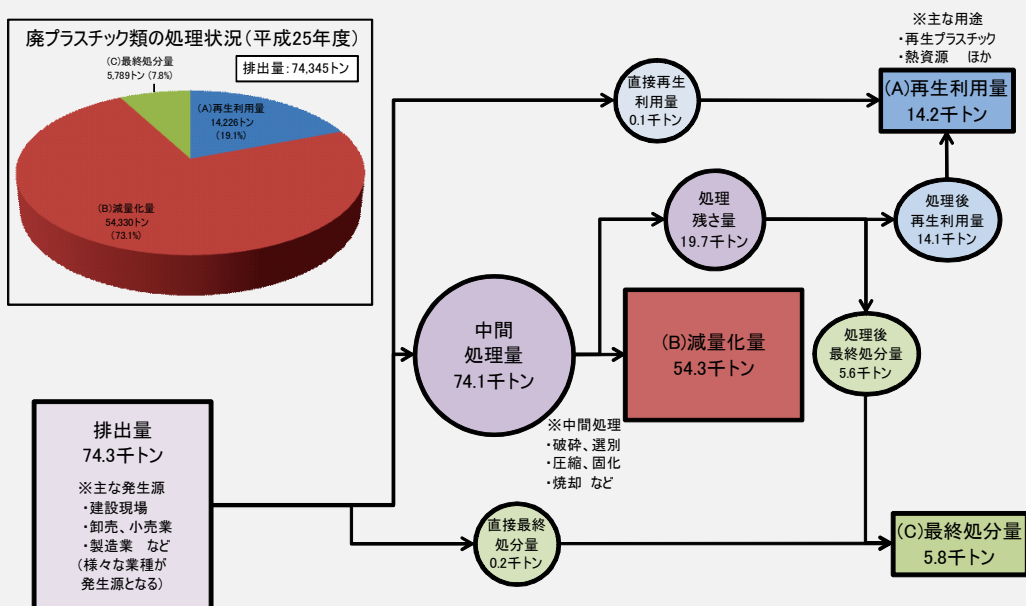


図 4-5 廃プラスチック類の処理フロー（平成 25 年度）

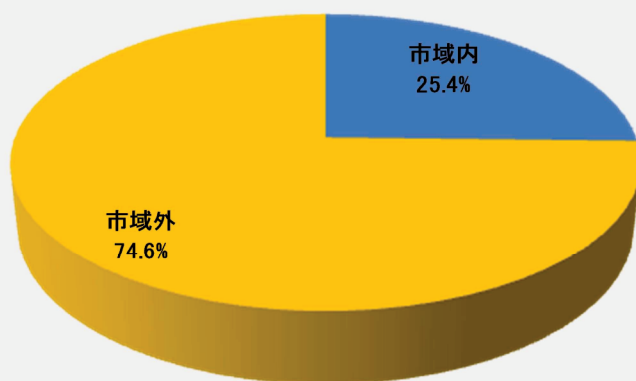


図 4-6 廃プラスチック類の市域内外処理状況（平成 25 年度）

がれき類（コンクリート破片）の処理における課題

がれき類（コンクリート破片）の平成 25 年度排出量は、約 301 万トンとなっておりますが、全国的にここ 5 年間の排出量がほぼ横ばいであることから、札幌市においても今後、同程度の排出量が見込まれます。

また、コンクリート破片は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）においてリサイクルが義務付けられている特定建設資材廃棄物であるため、再生利用率は約 97%と高く、最終処分量も約 1%と低く抑えられています（図 4-7）。しかし、再生利用のための中間処理（破碎等）において、市域外で処理される量が多いことが課題となっています（図 4-8）。

この課題について、市域内処理施設（民間設置）の時期別稼働状況をみると（図 4-9）、搬入量と在庫量の合計が常に施設の処理能力を超えている上、廃材の搬入期や処理後の再生材出荷期に偏りがあり、時期によって排出量が市域内施設の受入能力を超える場合があると考えられます。

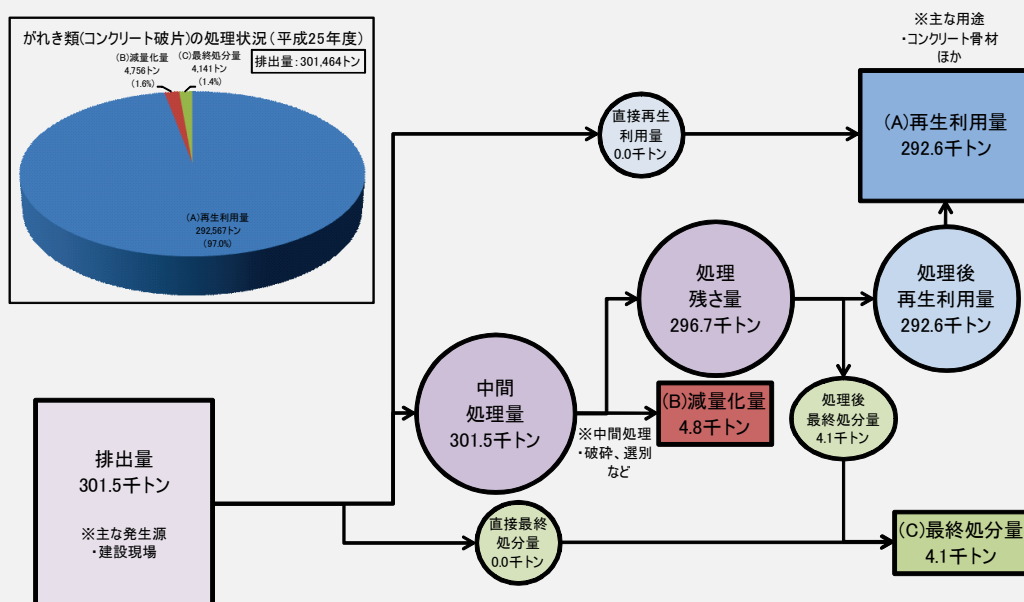


図 4-7 がれき類(コンクリート破片)の処理フロー(平成 25 年度)

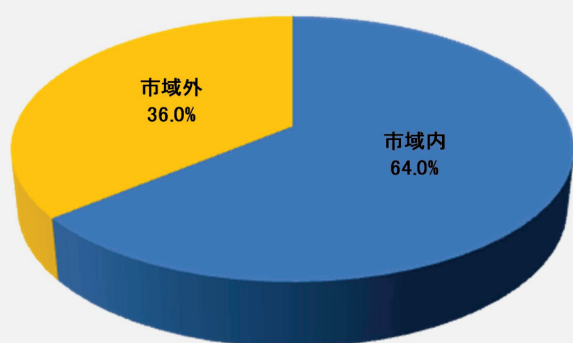


図 4-8 がれき類(コンクリート破片)の中間処理における市域内外処理状況（平成 25 年度）

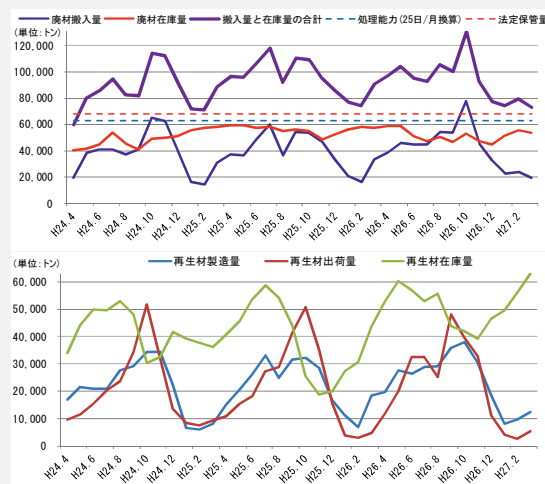
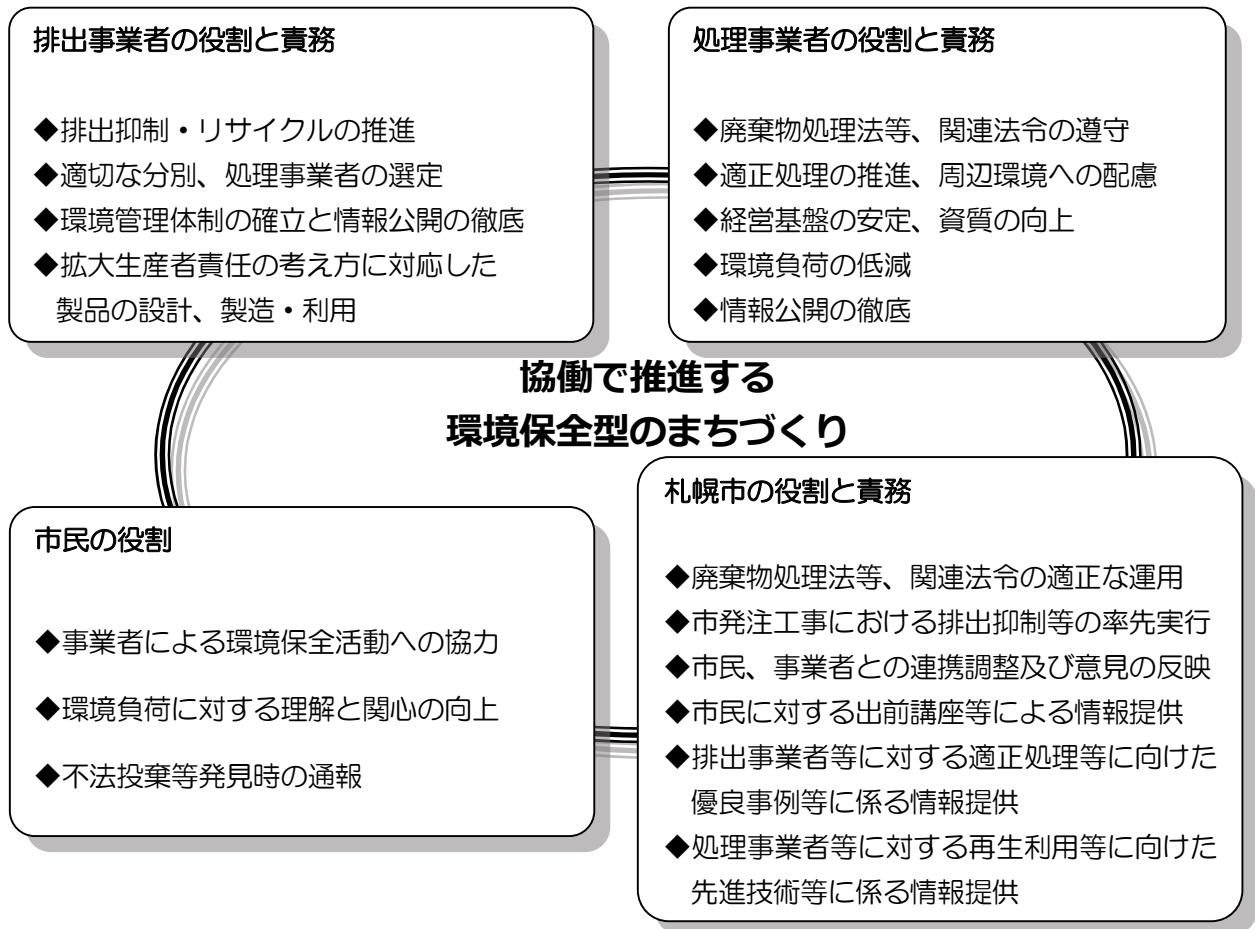


図 4-9 市域内コンクリート破片処理施設の稼働状況（H24.4～H27.3）

5 役割に応じた取組

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等を推進し、安心して暮らせる環境保全型のまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が協働し、それぞれが担うべき役割と責務に応じた取組を果たしていく必要があります。

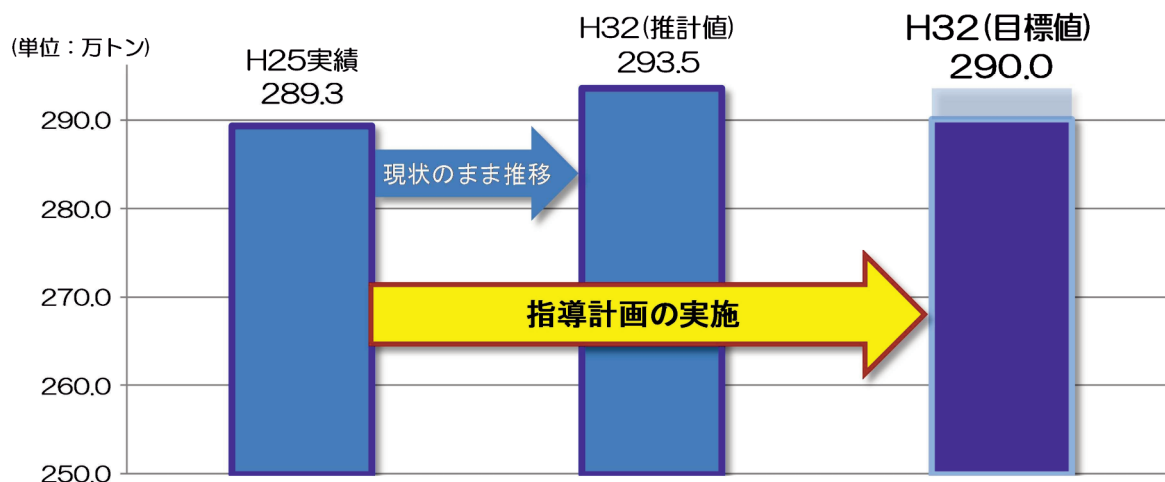


第 3 章 計画目標

第 1 節 排出抑制の推進

1 排出抑制の目標値：290万トン以下

産業廃棄物の排出量は、社会情勢の変化や経済動向に左右されることを勘案し、現状と同程度を維持することを目標とします。



2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成 32 年度の排出量は、平成 25 年度から約 4.2 万トン増の 293.5 万トンと推計しています。

排出量が今後増加する主な要因は、上下水道汚泥の増加（約 4.6 万トンの増加と推計）ですが、市民生活に直結する上下水汚泥は排出量の抑制が難しいところです。

そのため、上下水道汚泥以外の廃棄物について、排出事業者に対する立入指導等、排出抑制の施策に積極的に取り組み、平成 25 年度から 5 % 程度削減することで、平成 32 年度の排出量を、平成 25 年度と同程度の 290 万トン以下にします。

○国の基本的方針での目標値

平成 27 年度の排出量は、平成 19 年度の 419 百万トンに対し増加を 1% に抑制する。

○北海道廃棄物処理計画[第 4 次]での目標値

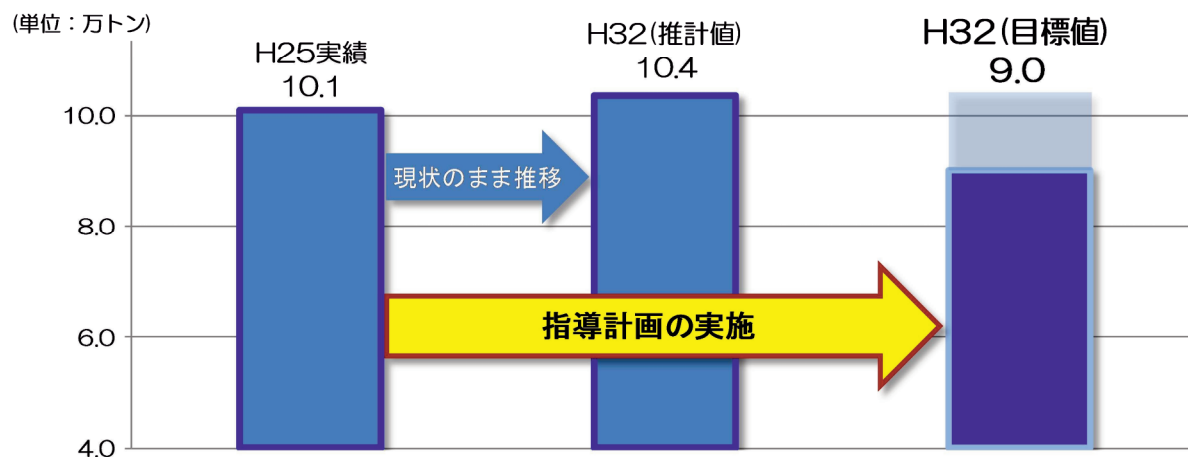
平成 31 年度の排出量は、平成 24 年度の 38,752 千トン（17,278 千トン）に対し、同程度である 39,000 千トン（18,000 千トン）とする。

（括弧内の数値は動物のふん尿を除く値）

第2節 最終処分量の減量

1 最終処分量の目標値：9万トン以下

最終処分量の高い種類に集中した施策に取り組むことにより、最終処分量を平成25年度より1.1万トン減量することを目標とします。



2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成32年度の最終処分量は、平成25年度とほぼ同程度の、10.4万トンと推計しています。また、平成25年度における種類別の排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）は、「廃石膏ボード」が86%、「建設混合廃棄物」が54%と、特定の種類で高い傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類に集中した施策（排出事業者及び建設工事現場での分別指導、再生利用施設の整備や活用促進など）に取り組み、これらの種類の最終処分量を平成25年度から1.1万トン削減することで、最終処分量を9万トン以下にします。

○国の基本的方針での目標値

平成27年度の最終処分量は、平成19年度の20,143千トンに対し約12%削減する。

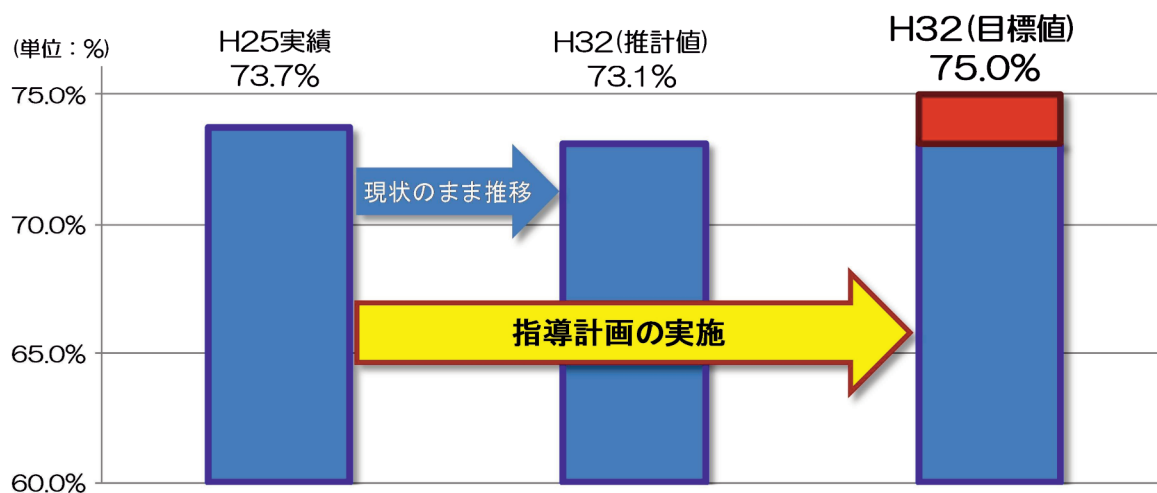
○北海道廃棄物処理計画[第4次]での目標値

平成31年度の最終処分量は、平成24年度の721千トンに対し、570千トン（約21%削減）とする。

第3節 再生利用の推進

1 再生利用率の目標値：75%以上

未活用資源の再生利用の推進に取り組むことにより、再生利用率を平成25年度より1.3%増加させることを目標とします。



注) 上下水道汚泥は、本市の産廃排出量全体のうち約7割を占めるが、その重量の大部分は水分である。このため再生利用率は、脱水や焼却等により減量化した後の量（減量化後量）を基に、算出している。

2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成32年度の再生利用率は、平成25年度より0.6%減少した、73.1%と推計しています。また、平成25年度における種類別の再生利用率は、「廃石膏ボード」が0.2%、「廃プラスチック類」が19%、「建設混合廃棄物」が20%と、特定の種類で低い傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類について「未活用資源」と位置付け、有効活用を検討する施策に取り組み、再生利用率を75%以上にします。

○国の基本的方針での目標値

平成27年度の再生利用率は、平成19年度の52%から53%へ増加させる。

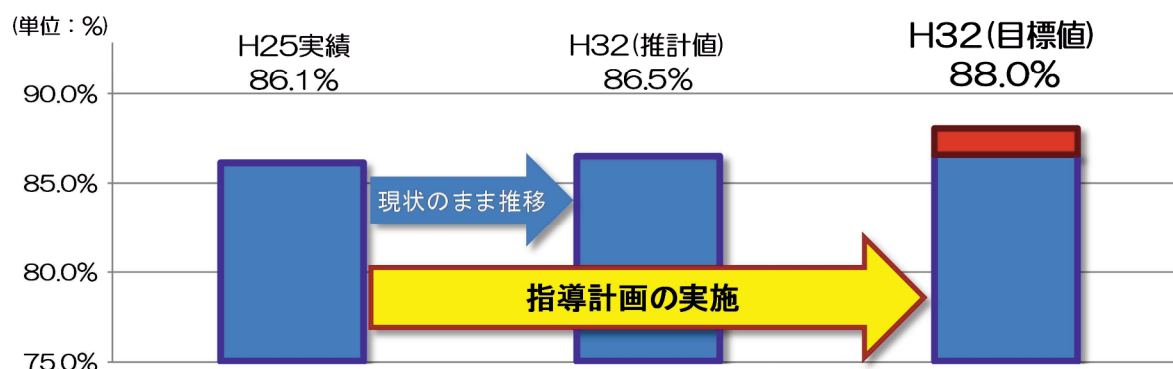
○北海道廃棄物処理計画[第4次]での目標値

平成31年度の再生利用率は、平成24年度の55.9%(34.0%)に対し、57%(36%)に増加させる。(括弧内の数値は動物のふん尿を除く値)

第4節 市域内処理の推進

産業廃棄物の処理は、広域処理を原則としていますが、本市では、都市としての道義的・社会的責務の観点から市域内処理を基本としており、市域内中間処理率の向上、市域外最終処分量の削減を目標とします。

1-1 市域内中間処理率：88%以上

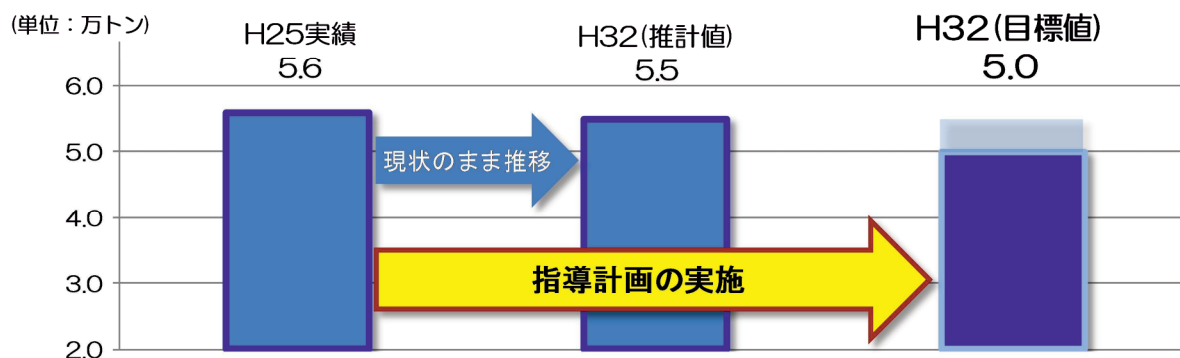


1-2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成32年度の市域内中間処理率は、平成25年度より0.4%増加した、86.5%と推計しています。また、平成25年度における種類別の市域外中間処理量(約42.3万トン)は、「がれき類(コンクリート破片)」が約11.5万トン、「廃プラスチック類」が約5.5万トンなど、特定の種類に偏った傾向がみられます。

そこで、特にこれらの種類について市域内へのリサイクル施設の設置や、市域内処理施設の有効活用を推進することにより、市域内中間処理率を88%以上にします。

2-1 市域外最終処分量：5万トン以下



2-2 目標値設定の考え方

現状のまま推移すると、平成32年度の市域外最終処分量は、平成25年度より0.1万トン減少した、5.5万トンと推計しています。

平成25年度における種類別の最終処分量で、市域外への依存度が高い「廃プラスチック類」や「建設混合廃棄物」について、排出事業者への分別指導など、排出量の抑制に取り組むとともに、市域内へのリサイクル施設整備を推進することで、市域外最終処分量を5万トン以下にします。

第4章 札幌市の重点施策

排出：排出事業者に関する施策 **処理**：処理事業者に関する施策 **市民**：市民に関する施策

継続：第3次計画からの継続施策 **新規**：第4次計画での新規施策



産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

重点施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進

排出 **処理** 施策1-1 各種報告書に基づく指導 第3次計画での施策

継続

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「マニフェスト報告書」という。）、処理実績報告書、産業廃棄物多量排出事業者の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書等に基づいた適正処理の指導
- 電子マニフェストの普及啓発及びマニフェスト報告書の提出指導の強化

重点施策1
の承継

排出

新規

施策1-2 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進 第3次計画での施策

- 事業系廃棄物の不適正排出・保管現場等に対し立入調査を実施し、一般廃棄物及び産業廃棄物の両側面から、排出事業者等に対し一体的かつ効果的な指導を実施

-

排出

継続

施策1-3 建設工事現場における指導 第3次計画での施策

- 建設リサイクル法に係る立入調査を実施し、元請事業者に対し排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底等、産業廃棄物の適正処理を指導
- 大規模解体工事については、関係部局と連携した立入調査を実施
- 石綿含有産業廃棄物の排出作業を伴う建築物の解体工事等における、周囲への飛散防止等の観点からの適正な作業（散水や湿潤化等）の指導

重点施策1、2
の統合

排出	施策1-4 特別管理産業廃棄物（廃石綿等、PCB、感染性廃棄物）の適正処理推進	第3次計画での施策
継続	○廃石綿等の除去・解体工事に係る各種法令等に基づく事前届出制度、本市最終処分場で処分する際の本市独自の事前申込制度を活用した、立入調査等の適正処理指導 ○PCB 特別措置法に基づいた PCB 廃棄物の把握及び立入調査等による適正な保管と処理等の指導 ○感染性廃棄物の排出量が多い医療機関への立入調査等による適正な保管と処理等の指導	重点施策 8 の承継
処理	施策1-5 産業廃棄物処理事業者への指導	第3次計画での施策
継続	○収集運搬事業者への立入調査（新規許可及び更新許可申請時等）による適正管理指導 ○処分事業者への定期的な立入調査による適正管理指導及び処理施設の状況、維持管理状況等の確認 ○産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開 ○環境保全に配慮した適正処理に係る情報提供、支援	重点施策 3、4 の統合
排出 処理	施策1-6 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発	第3次計画での施策
継続	○排出事業者や産業廃棄物処理事業者、建設工事関係事業者等各対象に応じた講習会の実施など普及啓発の充実強化	重点施策1、2、12、13の発展承継
排出 処理	施策1-7 不法投棄の防止対策推進	第3次計画での施策
市民	○不法投棄監視パトロール員による巡回監視、市民による不法投棄ボランティア監視員制度等による不法投棄や不法焼却等の発見及び適正処理の指導 ○監視カメラや警告板（のぼり）の設置等による不法投棄等の未然防止	重点施策 9 の承継

重点施策2 信頼における優良産業廃棄物処理事業者の育成

排出 処理

市民

継続

施策2-1 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用

第3次計画での施策

- 産業廃棄物処理事業者に対する制度活用の推進
- 排出事業者に対する優良産業廃棄物処理事業者の活用促進施策の実施
- 生活環境の保全について、地域社会と良好な関係を築くことのできる産業廃棄物処理事業者の育成

重点施策4、10
の統合

重点施策3 非常災害に備えた処理体制の整備

処理

施策3-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認

第3次計画での施策

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正など社会情勢の変化に応じた非常災害発生時における処理実務運用体制等の構築・維持
- 公益社団法人北海道産業廃棄物協会との間で締結した「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換
- 近隣7市町村との間で締結した「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換

重点施策14、15
の統合



産業廃棄物の市域内処理の推進

重点施策 4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

排出

施策4-1 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

第3次計画での施策

継続

- 建設リサイクル法に基づく通知書の提出があった場合は、建設副産物処理計画等を確認するとともに、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を適宜指導し、市域内処理の推進を図る。
- 建設汚泥を現場内で自己利用する際は、「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」に基づく事業計画書の提出を徹底するよう周知
- 本市発注工事で発生する建設副産物については、「北海道地方建設リサイクル推進計画」等に基づき減量化、再生利用を率先して実行する。

重点施策 5、10
の発展承継

重点施策 5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進

排出

処理

施策5-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等

第3次計画での施策

新規

- 廃石膏ボードの直接最終処分量の低減に向けた、リサイクル施設の札幌市域内での整備
- 低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能を有する焼却施設の札幌リサイクル団地での整備
- 新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、北海道の補助金制度の周知等により支援
- 民間処理施設の受入状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討
- 市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を検討するため、道内既存処理施設を活用した産業廃棄物処理のあり方について、マニフェスト報告書等各種統計データなども活用した調査等を実施

重点施策
5、6、11、12、13
の発展承継



未活用資源の有効活用の推進

重点施策 6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援



施策6-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

第3次計画での施策

新規

- 廃石膏ボードなどの直接最終処分量の大きい産業廃棄物について、再生利用に関する先進技術、事例等を収集整理し、処理事業者向けに情報提供
- 本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新設された場合、排出事業者へ情報提供するなど再生利用施設の活用を促進
- 本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施し、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討

—

重点施策 7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進



施策7-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進

第3次計画での施策

新規

- 建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物再資源化についての指導
- 「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を活用した、産業廃棄物の小規模排出事業者に対する分別・リサイクルに関する啓発

—